

平成 23 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 TLホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二  
(JASDAQ・コード3777)  
問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
中澤 秀俊  
電話 03-5843-2897

## 経営体制改善化計画に関するお知らせ

当社は、平成23年3月14日に開示した「経営体制改善委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、経営体制及び管理体制を改善・強化するため経営体制改善委員会を設置し、経営体制改善化計画を策定いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 背景と目的

当社が平成22年12月22日に開示した「社外調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社子会社である上海春天国際旅行社有限公司の株式譲渡などについて社外調査委員会が調査を行い、当社は平成23年3月14日に調査報告書を受領しました。当社は、当該調査報告書に挙げられている問題点及び提言を踏まえて、当社の全社的な内部統制を改善・強化する必要があると判断し、平成23年3月14日に経営体制改善委員会を設置しました。

経営体制改善委員会は、今後の経営体制及び管理体制を改善するため、コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、改善、維持を図るべく経営体制改善化計画を策定し実施状況の監視を行うことを目的としています。

#### 2. 経営体制改善化計画の目標

- 経営体制を監視・規律する企業統治及び当社における事業目的を効率的かつ適正に達成するための当社内部におけるルールや業務プロセスを継続的に運用する
- 取締役会や監査役会が代表取締役に対して厳しく提言できる取締役会機能と取締役相互間の十分な牽制機能を発揮しうる統制環境を整備し継続的に運用する
- 重要な事業・業務に関する意思決定における事前/事後のチェック体制を強化し継続的に運用する

#### 3. 経営体制改善委員会の位置付け

図1に示すとおり、当社の経営体制に経営体制改善委員会を加え、監査役会と連携して経営体制改善化計画に則り、当社業務執行機能に係る体制の監視活動を行ってまいります。

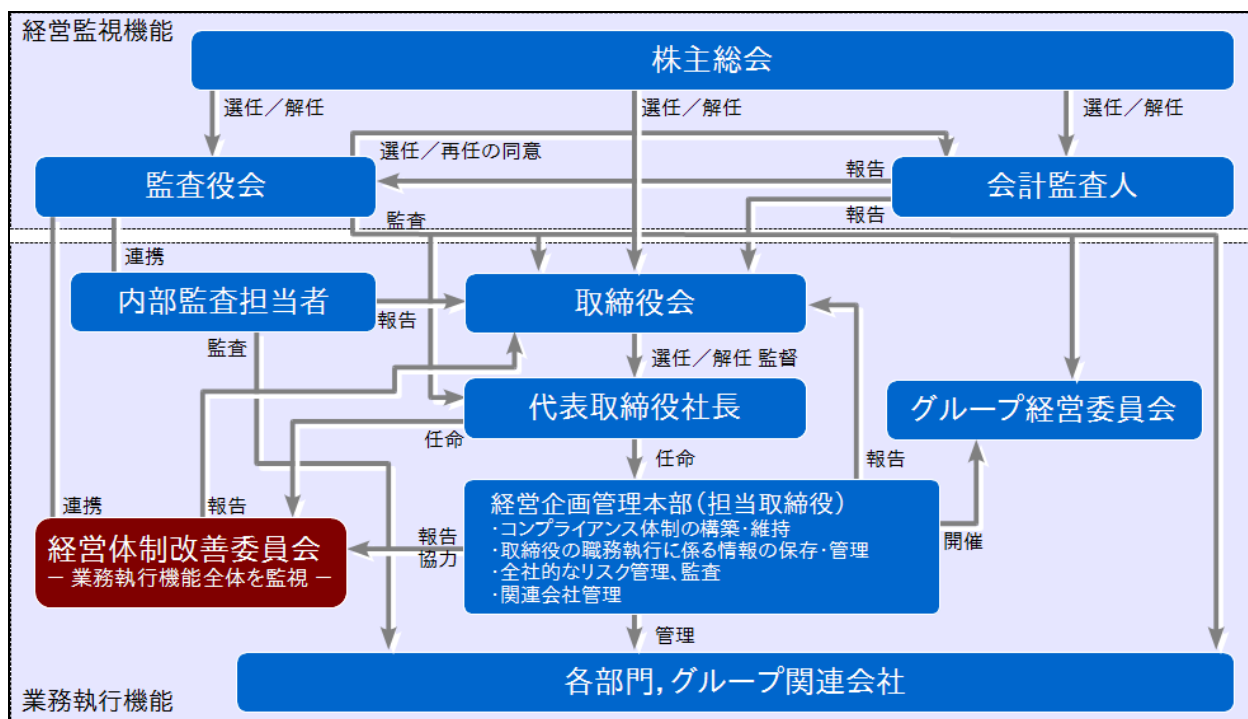


図 1：当社経営体制及び経営体制改善委員会の位置付け

#### 4. 経営体制改善化計画の概要

##### (1) 取締役会機能及び内部監査機能の強化の実現

当社取締役会運営に係る基本方針を見直し、取締役会や監査役が代表取締役に対して厳しく提言できる取締役会機能と取締役相互間の十分な牽制機能を発揮しうる統制環境を整備し、経営体制を強化します。

##### (2) 取締役会の活性化

各業務執行取締役は、各業務について事前/事後報告を行うことを徹底し、各業務及び事業に焦点を当てた、経営の観点で協議する会議体の運営徹底を図ります。

##### (3) 取締役の善管注意義務及び倫理の再確認

取締役各人の法的知識および法的責任を再確認し、コンプライアンス経営から逸脱しない体制の維持を監査役会と連携して監視します。

##### (4) 取締役会規定、稟議規定、職務権限規定等の見直し

取締役会及び内部監査機能の基本方針を基に取締役会規定、稟議規定、職務権限規定を中心に見直し、実施を徹底します。

##### (5) 意思決定プロセスの健全化

コンプライアンス経営のための当社経営体制において、職務権限の明確化を図り、適切な役割分担によって、権限が一部に集中したり管理の死角が生じたりしないような決定プロセスを明確化し、内部規定に反映して実施を徹底します。

##### (6) リスク管理体制及びコンプライアンス体制の再構築

経営体制改善化計画の目的に沿ったリスク管理体制及びコンプライアンス体制の再構築計画を、リスク管理及びコンプライアンス体制に関する統括責任者である経営企画管理本部において策定し、経営体制改善委員会が評価・修正を行い適正に運用されているかを監視します。また、監視体制のITを活用した内外からの苦情・相談受付窓口を設置・運用することにより、監視体制を強化します。

##### (7) 内部統制のモニタリングの強化

内部統制に係る当社機能を明確化して経営体制改善委員会が継続的に監視及び評価を行い、取締役会および監査役会に報告を行い、問題点を改善します。

5. 実施スケジュール

改善策	実施内容	時期
(1) 取締役会機能及び内部監査機能の強化の実現	・取締役会機能と取締役相互間の十分な牽制機能を発揮しうる統制環境を整備	平成23年4月1日～
(2) 取締役会の活性化	・各業務及び事業に焦点を当てた、経営の観点で協議する会議体の運営徹底	平成23年4月1日～
(3) 取締役の善管注意義務及び倫理の再確認	・取締役各人が法的知識および法的責任を再確認し、コンプライアンス経営から逸脱しない体制を維持	平成23年4月1日～
(4) 取締役会規定、稟議規定、職務権限規定等の見直し	・基本方針を基に取締役会規定、稟議規定、職務権限規定を中心に見直し	～平成23年3月31日
(5) 意思決定プロセスの健全化	・職務権限及び意思決定プロセスの明確化 ・意思決定プロセスの全てを内部規定へ反映	～平成23年3月31日 ～平成23年3月31日
(6) リスク管理体制及びコンプライアンス体制の再構築	・リスク管理体制及びコンプライアンス体制の再構築計画を策定 ・再構築計画を実施	～平成23年3月31日 平成23年4月1日～
(7) 内部統制のモニタリングの強化	・モニタリング項目の洗い出し ・報告/提言の実施	～平成23年3月31日 平成23年4月1日～

6. 経営体制改善化計画の推進体制および進行管理

経営体制改善委員会を設置し、委員長に森蔭政幸（当社取締役）、委員に飯富康生（当社社外監査役）及び鎌田謙二公認会計士（社外調査委員会委員長）の3名で構成します。当委員会が、当社の経営に関する権限と責任の明確化を図り、各業務執行機能を監査役会と連携しながら監視し定期的な報告/提言を取締役会に対して実施することにより管理していきます。

以 上